

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の磁性材料事業（疑義を避けるために付言すると、軟磁性材料を用いた事業は含まない。）に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の目付 令和七年六月二十四日
掲載頁 二十二頁

令和八年二月二十七日

東京都江東区豊洲五丁目六番三六号

(甲) 株式会社プロテリアルマグネティクス
代表取締役 越田 久崇
東京都江東区豊洲五丁目六番三六号

(乙) 株式会社プロテリアル
代表取締役 ショーン・マホニー・ス
タック

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のSONR事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年三月三十日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載紙 官報

掲載の目付 令和七年十月二十八日
掲載頁 八十八頁（号外第三三九号）

- (乙) 掲載紙 官報

掲載の目付 令和八年二月二十四日
掲載頁 九十六頁（号外第三十七号）
令和八年二月二十七日

東京都渋谷区神宮前六丁目一九番二〇号

(甲) SATOR株式会社
代表取締役 植山 浩介

大阪市淀川区宮原一丁目一番一号新大阪阪急ビル三階
(乙) 株式会社エクスト
代表取締役 高畑 欽哉

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により関谷理化株式会社（乙、東京都中央区日本橋室町四丁目三番五号）の不動産事業に関して有する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 掲載 官報

掲載の目付 令和八年二月二十四日
掲載頁 七十一頁（号外第三十七号）

令和八年二月二十七日

東京都江東区平野一丁目九番七十一〇二号

株式会社関谷幸吉商店
代表取締役 関谷 幸樹

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業の一部に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 掲載 千葉日報

掲載の目付 令和八年二月二十三日
掲載頁 十一頁

令和八年二月二十七日

神奈川県平塚市錦町一六番二三号カストラ

湘南三F

(甲) 株式会社エンセリオ
代表取締役 青木 豊

神奈川県平塚市錦町一六番二三号カストラ
湘南三F

(乙) 株式会社マハー・ホームズ
代表取締役 青木 豊

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のパン菓子の製造販売、その他乙が行う一切の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十七日

静岡県浜松市中央区広沢三丁目七番六号

(甲) 株式会社阿古屋製パン
代表取締役 向江 秀征

静岡県浜松市中央区広沢三丁目七番六号

(乙) 有限会社阿古屋製パン
代表取締役 高橋 秀行

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のトヨタホームフランチャイズ関連事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 掲載 官報

掲載の目付 令和七年七月二十三日
掲載頁 二八七頁（号外第一六八号）

令和八年二月二十七日

名古屋市中区熱田区大宝一丁目一三番二〇号

(甲) HN分割準備株式会社
代表取締役 室屋 直幸

名古屋市中区熱田区大宝一丁目一三番二〇号

(乙) トヨタホーム名古屋株式会社
代表取締役 室屋 直幸

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の製材事業に関する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七八四条第二項、乙は同法第七九六条第一項に基づき株主総会の決議を経ずに会社分割を決定しております。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲及び乙) <https://www.woodfriends.co.jp/ir-e-public-notice/>

令和八年二月二十七日

名古屋市中区栄四丁目五番三三号

(甲) 株式会社ウッドフレンズ
代表取締役 伊藤 嘉浩

岐阜県美濃加茂市牧野八九番
(乙) 株式会社ランパランド
代表取締役 池田 豪

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の建材事業に関する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七八四条第二項、乙は同法第七九六条第一項に基づき株主総会の決議を経ずに会社分割を決定しております。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲及び乙) <https://www.woodfriends.co.jp/ir-e-public-notice/>

令和八年二月二十七日

名古屋市中区栄四丁目五番三三号

(甲) 株式会社ウッドフレンズ
代表取締役 伊藤 嘉浩

名古屋市中区栄四丁目五番三三号

(乙) 株式会社フォレストノート
代表取締役 池田 豪

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙一の遊技場九店舗及び乙二の遊技場一店舗の経営事業に関する権利義務及び資産を承継し乙一乙二はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の目付 令和七年七月二日
掲載頁 一五九頁（号外第一五一号）

(乙一) 掲載 官報

掲載の目付 令和八年二月十八日
掲載頁 五十二頁（号外第三十四号）

(乙二) 計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十七日

京都市上京区出町今出川上る青龍町二二一番地

(甲) 株式会社マルハン
代表取締役 韓 俊

岩手県盛岡市上堂四丁目一番二〇号

(乙一) 株式会社公衆
代表取締役 山田 栄作

岩手県盛岡市上堂四丁目一番二〇号

(乙二) 有限会社三炯公衆
代表取締役 山田 栄作